

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年六月一日